

④ 感染症について

出席停止期間の基準について

感染症と診断されたときは、下の表のように幼稚園を休むことになります。この休みは「出席停止」といって、欠席扱いにはなりません。

治療を受けた医師から感染の恐れがないと診断されてから、登園させて下さい。診断書は必要ありません。診断を受けたら園までご連絡ください。登園する際は『登園許可証』を医師から貰って、園に提出してください。（※様式については各病院のものでかまいませんが、必要な場合は園ホームページよりダウンロードしてください。）

学校感染症 第二種

病名	潜伏期間	出席停止期間（基準）	登園許可証が必要なもの
インフルエンザ	1～2日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	×
百日咳	1～2週間	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌生物製剤による治療が終了するまで	○
麻疹（はしか）	9～12日	解熱後3日を経過するまで	○
流行性耳下腺炎（おたふく）	1～2週間	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	○
風疹（3日はしか）	2～3週間	発疹が消失するまで	○
水痘（みずぼうそう）	2～3週間	すべての発疹が痂皮かするまで	○
咽頭結膜熱	5～7日	主要症状が消退した後2日を経過するまで	○
結核	1～2か月	学校医その他の医師により感染の恐れがないと認められるまで	○
髄膜炎菌性髄膜炎	原因菌によるが3～4日	学校医その他の医師により感染の恐れがないと認められるまで	○

※出席停止になる感染症（学校感染症第三種）

下記の感染症については、他への感染の恐れがあると医師が認めたものはすべて出席停止となります。こちらについても『登園許可証』が必要となります。（停止期間は症状により学校医その他の医師により感染の恐れがないと認めるまで）

○流行性結膜炎（はやり目） ○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）
○腸チフス ○パラチフス ○急性出血性結膜炎（アポロ病） など

※学校第三種のその他の感染症については別表（その他感染症について）を御覧ください。